

広島県告示第四百七十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第六条第一項及び第八条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十四年五月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		広島県三次市作木町上作木地内	
土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	区域の名称	土砂災害特別警戒区域及び法
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	区域の表示及び法
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	上作木（二二六七七）	区域の表示及び法
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	上作木（二二六七七）	区域の表示及び法
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	上作木（二二六七八）	区域の表示及び法
土石流	土石流	落ヶ谷川（八一五a）	区域の表示及び法
土石流	土石流	落ヶ谷川（八一五b）	区域の表示及び法
土石流	土石流	落ヶ谷川（八一五c）	区域の表示及び法
土石流	土石流	落ヶ谷川（八一五d）	区域の表示及び法

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木局砂防課及び広島県北部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。